

高松市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第2項、第5項および第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

なお、小比賀勝博監査委員は、同法第199条の2の規定により除斥されています。

平成23年2月18日

高松市監査委員 谷本繁男
同 吉田正己
同 森川輝男

平成22年度財政援助団体監査の結果報告について

第1 財政援助団体（高松市環境美化都市推進会議）監査の結果に関する報告

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

対 象		期 間
部局および団体	事 務	
環 境 部 環 境 保 全 推 進 課	平成21年度および平成22年4月1日から同年11月25日までの高松市環境美化都市推進会議に財政的援助を与えているものの出納その他の事務	平成22年11月26日から平成23年1月14日まで
高松市環境美化都市 推 進 会 議	平成21年度および平成22年4月1日から同年11月25日までの高松市の財政的援助に係るものの出納その他の事務	

(2) 監査の方法

平成21年度および平成22年度に執行した当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、当該監査対象団体を所管している環境部環境保全推進課および同団体から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 高松市環境美化都市推進会議（以下「会議」という。）の概要

ア 設立年月日

昭和54年11月27日

イ 設置目的

会議は、市民ひとりひとりの郷土愛と、「私たちのまちは私たちの手で」という自治と連帯の精神に根差す、清潔で美しいまちづくり運動の輪を広げ、「環境美化都市」を目指すことを目的とする。

ウ 事務局

高松市環境部環境保全推進課内に設置

エ 組織（平成22年4月1日現在）

会議は、市内の関係団体、市議会および市の代表者等をもって構成する。

役員は5人で、その内訳は会長1人、副会長2人および会計監事2人である。

オ 実施事業（規約に定めている事業）

「きれいなまちづくり」、「緑のまちづくり」についての啓発活動

カ 高松市との関係

高松市は、市民ひとりひとりの郷土愛と、自治と連帯の精神に根差す清潔で美しいまちづくり運動の輪を広げ「環境美化都市」を目指すことを目的とする会議に対し財政援助として、平成21年度に6,208,000円、平成22年度に1,200,000円の高松

市環境美化都市推進会議補助金を交付している。

キ 収支の状況

(ア) 平成21年度収支決算書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

収入総額 7,936,728円

支出総額 7,210,314円

差引残額 726,414円（翌年度へ繰越し）

収入の部

(単位：円)

科目	区分	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (B) - (A)
高松市補助金		6,208,000	6,208,000	0
協賛金		1,000,000	1,600,000	600,000
雑収入		1,583	311	△1,272
前年度繰越金		128,417	128,417	0
計		7,338,000	7,936,728	598,728

支出の部

(単位：円)

科目	区分	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (B) - (A)
啓発費		7,327,000	7,202,769	△124,231
会議費		6,000	4,710	△1,290
事務費		5,000	2,835	△2,165
計		7,338,000	7,210,314	△127,686

(イ) 平成22年度収支予算書

収入の部

(単位：円)

科目	区分	予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (A) - (B)
高松市補助金		1,200,000	6,208,000	△5,008,000
協賛金		1,000,000	1,000,000	0
雑収入		586	1,583	△997
前年度繰越金		726,414	128,417	597,997
計		2,927,000	7,338,000	△4,411,000

支出の部

(単位：円)

科目 \ 区分	予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増 減 (A) - (B)
啓発費	2,916,000	7,327,000	△4,411,000
会議費	6,000	6,000	0
事務費	5,000	5,000	0
計	2,927,000	7,338,000	△4,411,000

(4) 監査の結果

監査の結果，所管部局および監査対象団体の出納その他の事務については，おおむね適正に処理されていたが，別記のとおり，監査対象団体の事務の一部に改善を要する事項が認められる。

なお，監査対象団体の改善を要する事項については，措置を講じたときは，地方自治法第199条第12項の規定により，その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも，法令等を遵守し，より一層，厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

(5) 今回の監査で指摘した事項

監査対象団体（高松市環境美化都市推進会議）に対するもの

ア 適正な歳出管理票を作成すべきもの

環境美化推進運動功労表彰者への賞状額購入代，表彰式次第用上質紙代および環境美化推進運動功労者表彰状印刷代の歳出管理票は，歳出管理票に記載された請求日と添付している請求書の日付が異なっているので，今後は，適正な歳出管理票を作成されたい。

イ 適正な領収書を受領すべきもの

環境美化啓発物品「携帯用ゴミ袋」作製代（第2回）の歳出管理票には，領収日の記載がない領収書を補筆させることなく受け取り，添付しているので，今後は，適正な領収書を受領されたい。